

鳥取県告示第607号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年9月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人真誠会	米子市河崎580	真誠会セントラルクリニック	米子市河崎580	居宅療養管理指導	平成21年7月1日
株式会社さくら	鳥取市西品治780-2	ヘルパーステーションさくら	鳥取市西品治780-2	訪問介護	平成21年9月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
医療法人真誠会	米子市河崎580	真誠会セントラルクリニック	米子市河崎580	介護予防居宅療養管理指導	平成21年7月1日
株式会社さくら	鳥取市西品治780-2	ヘルパーステーションさくら	鳥取市西品治780-2	介護予防訪問介護	平成21年9月1日

3 介護支援事業所

名称	主たる事務所の所在地	介護支援事業所の名称	介護支援事業所の所在地	介護支援事業の種類	指定年月日
株式会社さくら	鳥取市西品治780-2	居宅介護支援事業所さくら	鳥取市西品治780-2	居宅介護支援	平成21年9月1日